

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タジキスタン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とタジキス タン共和国政府との間の交換公 文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入 のために必要な生産物及び役務の購入	114,000 千円 H32.12.31まで	H27.7.21 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 鎌田崇志 在タジキ スタン大使館大使 シロジッ タジキスタン側 シロジッ ディン・アスロフ外務大 臣	H27.8.4 278号
タジキスタン	第二次ハトロソ州ピアソソジ県給水改善計画を実施する 水改善計画のための贈与に関する 日本国政府とタジキスタン共 和国政府との間の交換公文	第二次ハトロソ州ピアソソジ県給水改善計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	265,000 千円 H31.12.31まで	H27.10.24 ドゥシヤ ンベで (同日)	日本側 小池孝行 在タジキ スタン大使館大使 シロジッ タジキスタン側 シロジッ ディン・アスロフ外務大 臣	H27.11.4 394号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。